

平成24年度

第1回（仮称）碩田中学校区適正配置地域協議会

日時：平成24年8月28日（火）

18:30～20:30

場所：アートプラザ アートホール

－ 会議次第 －

I 開会のことば

II 出席者自己紹介

III （仮称）碩田中学校区適正配置地域協議会規約（案）について

IV 会長、副会長の選出

V 会長・副会長あいさつ

VI 議事

1 地域協議会について

2 地域住民の懸念に対する取組について

3 その他

VII 閉会のことば

議事

1 地域協議会について

(1) 会議の傍聴に関する要領について

(2) 協議会の運営について

○開 催

○会 場

○時間帯

(3) 協議会の事務について

○開催案内

○情報提供

2 地域住民の懸念に対する取組について

(1) 防災の観点からの取組について

○日時

○会場

(2) 小中一貫教育の観点からの取組について

○日時

○会場

3 その他

(1) 第2回地域協議会の開催について

○日時

○会場

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会規約 (案)

(目的及び構成)

第1条 大分市立小中学校適正配置基本計画の中で、荷揚町小学校、中島小学校及び住吉小学校の3校を統合し、新設校を建設することとしている碩田中学校区について、地域としての合意形成を図るため、地域住民の代表者や保護者、学校関係者などにより(仮称)碩田中学校区適正配置地域協議会(以下「協議会」という。)を構成する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、協議会としての意見を取りまとめる。

- (1) 碩田中学校区における適正配置の目指すべき方向性と具体的方策に関すること。
- (2) 協議会活動の周知及び広報に関すること。
- (3) その他協議会の活動に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、荷揚町小学校、中島小学校及び住吉小学校の各校区代表者10人以内、碩田中学校のPTA関係者1人、荷揚町小学校、中島小学校、住吉小学校及び碩田中学校の校長、教育委員会事務局職員3人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、協議会発足の日から第2条の規定による協議会としての意見を取りまとめる日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できない場合、会長は当該委員の申し出により代理の者の出席を認めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。
- 6 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、大分市教育委員会事務局教育部教育企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年8月 日から施行する。

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会名簿 (案)

NO	所 属 等	氏 名
1	自治委員連絡協議会	瑞木 啓司
2	自治委員連絡協議会	中村 信幸
3	自治委員連絡協議会	牧 博彦
4	民生委員児童委員協議会	中尾 豊子
5	民生委員児童委員協議会	田島 明美
6	荷揚町小学校PTA	安部 晴夫
7	荷揚町小学校PTA	二宮 由美
8	社会福祉協議会	安部 いつ子
9	青少年健全育成連絡協議会	菅 明久
10	人権擁護委員	樋口 貴美子
11	自治委員連絡協議会	吉田 淳
12	自治委員連絡協議会	帯刀 剛二
13	自治委員連絡協議会	植木 公則
14	自治委員連絡協議会	竹上 健司
15	自治委員連絡協議会	川上 克規
16	自治委員連絡協議会	村山 一三
17	中島小学校PTA	佐藤 憲幸
18	民生委員児童委員協議会	川上 絹枝
19	社会福祉協議会	山崎 靖信
20	青少年健全育成連絡協議会	井戸田 剛

NO	所 属 等	氏 名
21	自治委員連絡協議会	江藤 利春
22	自治委員連絡協議会	奥野 鯛二
23	自治委員連絡協議会	村山 一記
24	住吉小学校PTA	分藤 貴弘
25	住吉小学校PTA	檜原 麻衣子
26	住吉小学校PTA	杉安 香織
27	青少年健全育成連絡協議会	佐藤 貴士
28	民生委員児童委員協議会	吉武 朋子
29	主任児童委員	岩田 祥子
30	住吉校区公民館長	大塚 雅宏
31	碩田中学校PTA	濱崎 光章
32	荷揚町小学校長	大石 緑
33	中島小学校長	佐藤 文登
34	住吉小学校長	梶原 修子
35	碩田中学校長	伊藤 進
36	教育指導課長	江藤 郁
37	学校施設課長	渡邊 未己
38	教育企画課長	奈須 寿郎

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会の会議の傍聴に関する要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会規約第5条第6項の規定により、(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議の傍聴希望者は、受付において、傍聴希望者受付簿(別紙1)に氏名、居住小学校区を記入するものとする。

2 前項の場合において、協議会は、会議の傍聴に関する注意事項(別紙2)を会場に掲示するとともに、記載事項を遵守する旨の同意を求めるものとする。

3 協議会は、傍聴の承認をするに当たっては、傍聴希望者受付簿に記入した傍聴希望者の順にこれを行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、協議会は、会場の収容人員に応じて、傍聴希望者を制限することができる。

5 協議会は、第3項の規定により、傍聴の承認をしたときは、傍聴者に傍聴承認書(別紙3)を交付するものとする。

(傍聴を承認しない者)

第3条 協議会は、傍聴希望者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴の承認をしないものとする。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、その他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は当該会議の協議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害すると協議会が認める行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合の措置)

第5条 協議会は、傍聴者が会議を傍聴するに当たり前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第6条 協議会は、傍聴者に会議資料を配布することにより、傍聴者が会議の内容を理解することが容易となるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年8月 日 から実施する。

(別紙2)

会議の傍聴に関する注意事項

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害する行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の規定による遵守事項を守らないときは、会場から退場していただく場合があります。

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会

(別紙3)

No. _____

傍聴承認書

第 回 (仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会の会議の傍聴を承認します。

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会